

防衛医科大学校達第10号

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第27条の規定に基づき、医学研究科の授業、試験及び単位の修得等に関する達を次のように定める。

昭和62年9月10日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

医学研究科の授業、試験及び単位の修得並びに 研究指導等に関する達

改正 平成元年 9月 5日達第 6号
令和 3年 3月31日達第 3号

（目的）

第1条 この達は、医学研究科の授業、試験及び単位の修得並びに研究指導等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学期）

第2条 学年度を次の2学期に分ける。

前学期 10月1日から3月31日まで

後学期 4月1日から9月30日まで

（授業時限）

第3条 授業時限は、45分を単位とし、次表のとおりとする。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限	第8時限	第9時限
0830	0915	1015	1100	1300	1345	1440	1525	1615
～	～	～	～	～	～	～	～	～
0915	1000	1100	1145	1345	1430	1525	1610	1700

（履修届）

第4条 医学研究科の学生（以下「研究科学生」という。）は、授業科目を履修するときは授業科目履修届（別紙様式）に記入の上、所定の期日までに提出しなければならない。

（授業時間割）

第5条 授業時間割は、学期の始まる前に定める。

（試験）

第6条 研究科学生の授業を担当する教官（以下「担当教官」という。）は、各授業科目ごとに日時を定めて定期試験を行うものとする。

2 傷病その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった研究科学生に対しては、追試験を行うことができる。

（単位の修得）

第7条 担当教官は、研究科学生の試験の成績、出席時数等を総合することにより「優」、

「良」、「可」及び「不可」の順に当該授業科目の修得を評定する。

2 「可」以上の評定の授業科目は、単位を修得したものとする。

(評定の公表)

第8条 前条による評定は、本人には通知することができるが、全般には公表しないものとする。

(研究指導)

第9条 研究科学生は、その専攻する専攻分野の指導教官の指導を受けるものとする。

2 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、研究指導上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院及びこれに相当する教育研究機関を含む。以下「他大学院等」という。）とあらかじめ協議の上、研究科学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

3 他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、医学研究科の在学期間に算入する。

4 前2項に規定するもののほか、他大学院等における研究指導に関し必要な事項は別に定める。

(休学及び復学)

第10条 疾病その他やむを得ない事由により引続き2か月以上修学することができない者は、学校長の許可を受けて休学することができる。

2 休学期間は、引続き5か月を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間には算入しない。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学校長の許可を受けて復学することができる。

附 則

この達は、昭和62年9月10日から施行する。

附 則

この達は、平成元年9月5日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式 (第 4 条関係)

授 業 科 目 履 修 届

専攻分野			氏 名		
			指導教官		
研究課題					
履 修 科 目					
区 分	授 業 科 目		単 位	担当教官	
必 修 科 目					
選 択 必 修 科 目	所 属 系 列				
	所 属 系 列 以 外				